

2018年4月2日

研修会参加者各位

西日本化粧品工業会

第6回業界関連法規等基礎研修会 テキスト訂正のお願い

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当工業会活動に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、3月16日開催の第6回業界関連法規等基礎研修会にご参加いただき、ありがとうございます。

さて、テキストの一部に誤解を招くスライドがありましたので、別紙のとおり、お詫びして訂正申し上げます。

つきましては、大変お手数ですが、御社からご参加いただいた皆様にも、本訂正をお伝えくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 該当箇所

テキスト p.187 スライド 29

2. 訂正方法

別紙「訂正版」のとおり、差し替えをお願いいたします。

3. 訂正理由

別紙のとおり、承認基準のある医薬部外品のすべてが、都道府県知事承認であるかのような誤解を与えるため。

以上

知事承認品目

医薬部外品のうち、次の種類については、承認権限が都道府県知事に委任されている。

生理処理用品 染毛剤 パーマネント・ウェーブ用剤 薬用歯みがき類 健胃清涼剤、ビタミン剤 清浄綿	厚生省告示第194号 (平成6年6月2日)
あせも・ただれ用剤 うおのめ・たこ用剤 かさつき・あれ用剤 カルシウム剤 のど清涼剤 ビタミン含有保健剤 ひび・あかぎれ用剤 浴用剤	厚生労働省告示第202号 (平成23年7月14日)

(「平成29年度医薬部外品承認申請実務担当者説明会 資料」より)

製造販売承認申請先別の品目

(承認基準のある医薬部外品)

都道府県知事宛	厚生労働大臣宛
生理処理用品 染毛剤 パーマネント・ウェーブ用剤 薬用歯みがき類 健胃清涼剤 ビタミン剤 あせも・ただれ用剤 うおのめ・たこ用剤 かさつき・あれ用剤 カルシウム剤 のど清涼剤 ビタミン含有保健剤 ひび・あかぎれ用剤 浴用剤 外皮消毒剤 きず消毒剤	左記以外の 医薬部外品 Ⅱ 委任告示の 範囲外

=委任告示の範囲内